

第26 標準処理期間の設定

申請に基づく許認可等を行う標準処理期間は、第26—1表によることとし、可能な限り迅速に処理することを原則とすること。

なお、標準処理期間を超えて許認可等が行えない場合において、申請者から説明等を求められたときは、審査の進捗状況、許認可等の遅れている理由、今後の見通しなどについて情報提供するように努めること。

第26—1表

	申請区分	標準処理期間
1	仮貯蔵及び仮取扱いの承認	5 日
2	設置許可	2 1 日
3	変更許可	1 4 日
4	完成検査	5 日
5	仮使用の承認	1 4 日
6	完成検査前検査	5 ～ 2 0 日
7	予防規定の制定（変更）認可	1 5 日
8	許可書等の再交付	3 日
9	定期保安検査	2 0 日
10	臨時保安検査	2 0 日
11	保安検査時期変更変更承認	5 日

注 1 休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。

注 2 各種検査申請においては、申請日から検査日の前日までの期間は算入しない。